

「ホワイト物流」・「働きやすい職場認証制度」事業概要比較表

名 称	「ホワイト物流」推進運動
事業概要	「ホワイト物流」推進運動の目的と「自主行動宣言」の必須項目※1に賛同の上、自社としてさらに取り組むことができる「運送内容の見直し」「運送契約の方法」「安全確保」等の項目※2について、自主行動宣言を行う。（自主参加型活動） ※1 ホワイト物流パンフレットP1参照 ※2 ホワイト物流パンフレットP2参照
目的	トラック運転者不足が深刻になっていることに対応し、国民生活や産業活動に必要な物流を安定的に確保するとともに、経済の成長に役立つことを目的として、 ①トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化 ②女性や60代の運転者等も働きやすいより「ホワイト」な労働環境の実現に取り組む。
対象	荷主企業・納品先企業、物流事業者、事業者団体
効果/メリット	①業界の商慣行や自社の業務プロセスの見直しによる生産性の向上 ②物流の効率化による二酸化炭素排出量の削減 ③事業活動に必要な物流を安定的に確保 ④企業の社会的責任（CSR）の遂行 また、トラック運転者不足による、運賃「単価」が上昇しており、物流コストや仕入価格の上昇圧力が強まっているが、物流の効率化に取り組むことにより、運転者不足の影響を軽減することも可能となる。 その他、物流の効率化等に関するセミナーの開催やポータルサイトでの取組事例集、ガイドライン、国民に対する広報活動の中で賛同企業への応援の呼び掛け等が行われる。
費用	無 料
手続き方法等	「ホワイト物流」推進運動専用HPから「自主行動宣言シート」を作成し、そのデータを同HP内で提出（電子申請）することにより、専用HP上にて公表となる。
実施期間	トラック運転者の時間外労働の上限規制の導入までの間（2023年4月1日）
ロゴ/マーク	
管轄機関	国土交通省自動車局貨物課 「ホワイト物流」推進運動担当
備考	愛知県本社のトラック運送事業者宣言数 33社（R02.4時点）

運転者職場環境良好度（働きやすい職場）認証制度
長時間労働の是正などの働き方改革を重視した「働きやすい職場」作りへの自動車運送事業者の取組状況を「見える化」するための <u>事業者の任意申請による認証制度</u>
認証制度を通じ、認証事業者の労働条件や労働環境を求職者に「見える化」し、トラック等の運転者への就職を促進する。 また、運送事業者が認証基準を満たすため、改善に取り組むことを通じ、より働きやすい労働条件・労働環境の実現を図るとともに、法令遵守・安全管理態勢の強化に資する。
運送事業の事業許可の取得後3年以上経過している事業者（トラック・バス・タクシー） ※原則「事業者単位」の認証だが、1事業者で各都道府県の事業所毎に認証を受けることが可能。
運転者の採用活動の円滑化や取引先からの信頼向上による契約受給への好影響が期待できる。 また、認証事業者のインセンティブとして、 ・「ホワイト物流」推進運動を通じた認証トラック事業者の積極的活用の推奨 ・ハローワーク求人票への記載 ・ハローワーク内やハローワークネットサービスを通じ、認証制度及び認証事業者の周知 ・認証マークの掲示 ・一般監査の端緒から「長期間監査を実施していないこと」を除外 ・補助金の優先採択 等が付与される予定となっている。
審査料：50,000円（複数営業所を申請する場合+3,000円×営業所数） ※電子申請の場合は30,000円 登録料：60,000円（複数営業所を申請する場合+5,000円×営業所数）
申請書類を専用申し込みHPより提出（原則電子申請）する。 認証機関側で申請要件等の「事前スクリーニング」を行い、「書面審査」の後「最終審議」を経て認証を得る。なお、一定の割合で選定された事業者には「書面審査」の後「対面審査」を行う。
募集開始：2020年9月16日～12月15日 認証決定：2021年5月予定 ※認証後は当面2年更新
<認証マーク> 
国土交通省自動車局総務課企画室 〔認証実施団体：一般財団法人 日本海事協会〕
制度周知のため9月17日にオンラインセミナーを開催予定。

「Gマーク（安全性優良事業）」・「グリーン経営認証」事業概要比較表

名 称	Gマーク（安全性優良事業）
事 業 概 要	トラック運送事業者の交通安全対策などへの事業所単位での取り組みを評価し、一定の基準をクリアした事業所を認定する制度
目 的	利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするとともに、事業者全体の安全性の向上に対する意識を高めるための環境整備を図り、事業者の安全性を正当に評価し、認定し公表する。
対 象	トラック運送事業者〔事業開始3年以上、車両5台以上、過去3年間にわたり無事故、不正申請や取り消しがないこと〕
効果/メリット	①違反点数の消去、②I T点呼の導入、③点呼の優遇 ④補助条件の緩和、⑤安全性優良事業表彰 ⑥基準緩和自動車の有効期間延長、⑦特殊車両通行許可の有効期間延長 ⑧助成金の優遇（全日本トラック協会）、⑨保険料の割引（損保会社）
費 用	無 料〔紙の複写新規申請書は税込み1,000円〕
手 続 き 方 法 等	地方実施機関を経由して申請書を提出〔申請書作成の一部を電子化〕
実 施 期 間	申請受付：毎年7月1日～7月14日 認定決定：毎年12月中旬 ※認定された翌年の1月1日から、有効期間が終了する年の12月31日まで ※初回認定2年更新、1回目更新3年、2回目更新で4年
ロ ゴ / マ ー ク	
管 轄 機 関	全国貨物自動車運送適正化事業実施機関〔公益社団法人全日本トラック協会〕
備 考	全国で25,948事業所（全事業所の30.2% 令和2年 3月現在）が認定 愛知県は1,737事業所（認定取得率37.0% 令和元年12月現在）が認定

グリーン経営認証
グリーン経営推進マニュアルに基づいて、環境負荷の少ない事業運営について、一定のレベル以上の取り組みを行っている事業者に対して、審査の上認証・登録を行う
グリーン経営推進マニュアルに基づく事業者の環境改善の努力を客観的に証明し公表することにより、取り組み意欲の向上を図り、あわせて認証事業者に対する社会あるいは利用者の理解と協力を得て、運輸業界における環境負荷の低減につなげていくための制度。
トラック運送事業者のほか、バス、タクシー、旅客船、内航海運、港湾運送、倉庫業
①認証取得による事業所の省エネ効果 〔燃費向上、職場モラル向上、顧客満足度向上、車両故障の低減、廃梱包材料の減少〕 ②銀行等の低金利融資制度
初回審査料 85,000円×現地審査事業所数＋（3,000円×現地審査対象外事業所数） ※事業所間の移動時間が30分以内、かつ1日で2ヶ所以上の事業所を現地審査可能な場合、2ヶ所目以降は35,000円。 更新審査料 1件あたり初回審査料から2,000円減額 ほか、交通費宿泊費 登録証発行 5,000円×事業所数〔新規登録時〕 定期審査料 15,000円＋〔3,000円×2ヶ所目以降の事業所数〕 登録維持料 20,000円＋〔4,000円×2ヶ所目以降の事業所数〕
申請書、チェックリストで事前に認証基準の達成状況を確認し、申請書等を交通エコロジー・モビリティ財団へ提出し実地審査を受ける。
募集開始：通年受付 認証決定：申請から認証取得までおおむね7週間 ※認証は登録から2年間が有効期間

環境省／公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団
愛ト協にて取得にかかる助成制度を実施。